

国際企画の後援と共催等に関する内規

2018年6月1日理事会決定

2020年2月23日常任理事会改正

1. 目的

音楽教育研究・実践の国際交流に資する企画（講演，シンポジウム，ワークショップ等）の支援。

2. 支援の形態

- ①共催：共催者として学会が名前を連ねる。条件と手順等については3項以下を参照。
- ②後援（補助金を伴う）：条件と手順等については3項以下を参照。
- ③後援（名義後援）：申請（随時）があればその都度理事会で審議する。
- ④協力：協力者という名称で予算措置を伴わないもの。申請（随時）があればその都度理事会で審議する。

3. 申請の条件と支援内容

(1) 申請の条件

イ) 申請者（団体）の条件

- ・共催の場合は学術団体または公共性・公益性のある団体とする。
- ・後援，協力の場合は学術団体または公共性・公益性のある団体あるいはそれと同等の扱いが出来ることと理事会が判断した団体とする。

ロ) 企画の内容について

- ・いずれの場合も，音楽教育研究・実践の国際交流に資する，営利を目的としない企画（講演会，シンポジウム，ワークショップ等）であり，学会員が誰でも参加可能であること。

(2) 「共催」（2項①）と「後援（補助金を伴う）」（2項②）の支援内容

- ・「共催」に関わる本学会の支援内容に関しては，その都度理事会で審議して決定する。
- ・「後援（補助金を伴う）」の場合の補助金は，1件につき最大5万円までを，「海外から招聘する講師謝金」「その講師の交通費」「通訳料（当日の講演等の通訳に限る）」に限って補助する。他の助成金との併用も可。
- ・1年間に補助できる件数と補助の総額については，当該年度の国際交流事業全体の計画に鑑み常任理事会が決定する。

4. 申請に必要なものと締め切り

(1) 2項①②の場合

- ・企画書（予算計画書のあらましを含む）
- ・招聘する講師のプロフィール，主要な業績
- ・申請者（団体）がどういう団体であることを証明するもの
- ・以上を揃えて，企画代表者の氏名，所属，連絡先（住所，電話番号，メールアドレスを含む）を明記の上，実施前年度の3月末日までに事務局あてにメール送付で申請する。

(2) 2項③④の場合

- ・企画内容がわかるもの（企画書，チラシ等）

- ・申請者（団体）がどういう団体であるかがわかるもの
- ・以上を揃えて、企画代表者の氏名、所属、連絡先（住所、電話番号、メールアドレスを含む）を明記の上、随時事務局あてにメール送付で申請する。

5. 申請後のスケジュール

イ)「共催」の場合

- ・申請を受けて常任理事会で審議し、その常任理事会意見を付して理事会で審議、正式決定する。

ロ)「後援（補助金を伴う）」の場合

- ・提出された書類は第一段階として国際交流委員会で審査し、委員会意見を付して実施年度の理事会で審議する。なお、3月末日〆切時点での応募状況と、国際交流委員会による第一段階審査結果は次年度の第1回常任理事会に報告する。
- ・承認されたら、実施2か月前までに詳細な計画書（日程、場所、詳細な予算等々）を提出すること。提出がない場合は、承認の取り消しもありうる。
- ・可能な限り参加費減免等、本学会員のメリットの検討を要望する。
- ・実施後2か月以内に、学会に報告書を提出すること。

以上